

シリーズ「職場での受動喫煙防止対策」

(その1) 受動喫煙に関する法律などの流れ

1) 世界的な法律などの流れ

職場での受動喫煙防止対策の動きが高まっていることは、みなさんも実感していると思いますが、世界的にはどうなのか、また法的にはどう位置付けられているのか、確認してみましょう。

● WHO たばこ規制枠組条約

たばこの消費及び受動喫煙が健康・社会・環境及・経済に及ぼす破壊的な影響を減らすために、国ごとの個別の対応では限界があることから、世界保健機関(WHO)は、法的拘束力のある国際条約でたばこに関する規制を行うこととし、平成17年2月に発効しました。3月現在で172ヶ国が批准しており、日本もこの「たばこ規制枠組条約」の締約国です。

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

● WHO たばこ規制枠組条約第 8 条履行のためのガイドライン

平成19年7月に採択されました。

100%禁煙以外の措置は不完全であるということ(換気、喫煙区域の使用も不完全!)、全ての屋内の職場・屋内の公共の場所・公共交通機関は禁煙とすべきである、などです。

2) 日本での法律などの流れ

● 快適職場形成

平成 4 年、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として、事業者の努力義務とされてきました。受動喫煙の害から守られるのは労働者です。

● 健康増進法 第 25 条

多数が利用する施設(学校・体育館・病院・劇場・観覧場・集会場など)の管理者は、受動喫煙を防止する努力義務があるとする法律で、平成 15 年に施行されました。住民・利用者・顧客などを受動喫煙から守りますが、飲食店や旅館などでの労働者もこれらに含まれると考えられます。

